

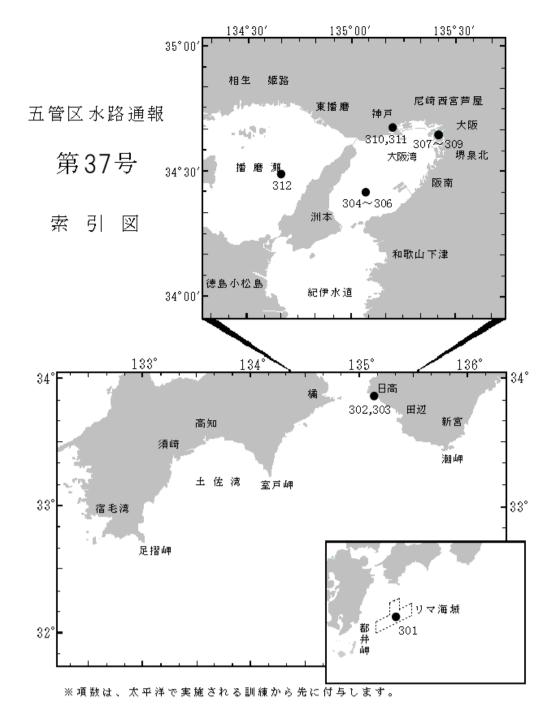
# 五管区水路通報第37号

# 301 項-312 項

令和 5 年 9 月 22 日

# ※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 301 項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射擊訓練
第 302 項	本州南岸	日高港	掘下げ作業
第 303 項	本州南岸	日高港	離岸堤築造工事
第 304 項	大阪湾		救難訓練
第 305 項	大阪湾		ヨットレース
第 306 項	瀬戸内海	大阪湾及び播磨灘	船舶通航信号所について
第 307 項	阪神港	大阪区、第3区	護岸補修工事等
第 308 項	阪神港	大阪区、第6区	灯標等撤去工事
第 309 項	阪神港	大阪区及び神戸区	船舶通航信号所等廃止
第 310 項	阪神港	神戸区	船舶気象通報について
第 311 項	阪神港	神戸区、第6区	航泊禁止区域解除
第 312 項	瀬戸内海	播磨灘	無線方位信号所欠射



#### ※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1 第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報 バックナンバー	水路通報等の解説	水路測量実施区域
<u>小型船舶実技講習</u> ヨット等レース区域 (年間を通して実施)	定置漁具の敷設情報	海上保安庁による訓練実施海域 (年間を通して実施)

# ★5年301項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

#### 自衛艦による対空射撃訓練等が実施される。

期 間 令和 5 年 10 月 20 日(予備日 10 月 21 日、22 日)0800~1700

区 域 下記 6 地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

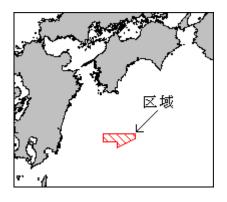
(4) 31-36-13N 132-59-51E

(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省海上幕僚監部



# ★5年302項 本州南岸 一 日高港 掘下げ作業

#### 塩屋岸壁付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 令和5年10月10日~令和6年1月23日日出~日没

区 域 下記 3 地点付近

(1) 33-51-45N 135-09-00E

(2) 33-51-55N 135-08-59E

(3) 33-51-59N 135-09-19E

備 考 警戒船を配備

海 図 W77(分図「日高港」、JP共)

出 所 田辺海上保安部



### ★5年303項 本州南岸 一 日高港 離岸堤築造工事

#### 日高港において、潜水士・起重機船による離岸堤築造工事が実施される。

期間 令和5年10月16日~令和6年5月31日日出~日没

区 域 33-52-42N 135-08-45E 付近

備 考 警戒船を配備

区域を明示する灯付浮標を設置

海 図 W77(分図「日高港」、JP共)

出 所 田辺海上保安部



# ★5年304項 大阪湾 一 救難訓練

大阪湾西方において、巡視船艇及び航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和5年10月6日0900~1400

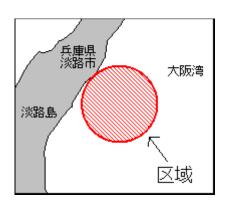
区 域 34-27-45N 135-01-00E を中心とする半径 3 海里の円内

備 考 国際信号旗「UY」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W150A(JP共)

出 所 五本部警備救難部



#### **★**5年305項 大阪湾 ヨットレース

大阪湾において、ヨットレース(「第34回淡・淡レース」)が実施される。

期 間 令和5年10月8日 0900~1530

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近

(1) 34-19.9N 134-55.2E

(2) 34-24.8N 134-55.2E

(3) 34-21.8N 135-10.9E

備 考 区域内に浮標を設置

警戒船を配備

海 図 W150A(JP共)-W1143

出 所 関西空港海上保安航空基地



# ★5年306項 瀬戸内海 - 大阪湾及び播磨灘 船舶通航信号所について

#### 五管区水路通報 5年37号309項関連

下記のとおり、神戸船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8404)(34-39.1N 135-13.1E)において行われる情報提供の内容が追加(変更)される。

変更予定日 令和5年10月1日

1. 船舶を特定せずに行われる情報提供(MF無線電話)

変 更 浜寺航路、堺航路、大阪航路、神戸中央航路、新港航路及び神戸西航路並びに明石 海峡航路及び阪神港(堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。)における船舶の交通の 制限又は禁止の状況

- 2. 船舶を特定せずに行われる情報提供(インターネット・ホームページ)
- 追加 上記1に加え、南港水路を航行しようとする総トン数 5,000 トン以上の船舶、堺水路 を航行しようとする総トン数 3,000 トン以上の船舶、浜寺水路を航行しようとする総トン数 10,000 トン以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数 40,000 トン以上の船舶(油送船にあっては 1,000 トン以上)の入出航予定時刻、船名、総トン数等及び港内信号の現状及び予告
- 3. 電話による情報提供(電話番号)

変 更 新) 078-302-8101、078-302-8102、078-302-8103

旧) 078-302-7611、078-302-7612

参 照書 誌 411番

出 所 海上保安庁告示第 40 号、五本部交通部

# ★5年307項 阪神港 一 大阪区、第3区 護岸補修工事等

北恩加島町地先及び木津川運河において、バックホウ台船・潜水士による浚渫・護岸補修工事が実施される。

1. 北恩加島町地先

区 域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-39-14.4N 135-27-47.6E
- (2) 34-39-13.9N 135-27-48.4E

- (3) 34-39-12.3N 135-27-47.0E
- (4) 34-39-12.8N 135-27-46.2E

#### 2. 木津川運河

区 域 下記 4 地点により囲まれる区域

(5) 34-37-54.1N 135-28-04.5E

(6) 34-37-52.2N 135-28-16.4E

(7) 34-37-51.4N 135-28-16.2E

(8) 34-37-53.3N 135-28-04.3E

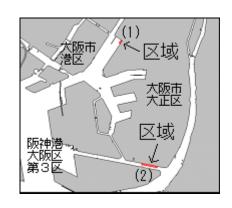
備 考 警戒船を配備

浚渫作業時は汚濁防止膜を設置 作業は日出から日没の間に実施

夜間停泊時は台船の四隅を標識灯(黄)で明示

 海 図
 W1148

 出 所
 阪神港長



# ★5年308項 阪神港 一 大阪区、第6区 灯標等撤去工事

# 五管区水路通報 5 年 11 号 106 項、5 年 12 号 117 項関連、5 年 35 号 286 項関連

阪神港大阪区における新島建設工事に伴う、灯浮標や鋼管杭等の撤去工事が実施されている。

期間 令和5年12月31日まで(予備日を含む)日出~日没

区 域 下記 6 地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域内とその周辺

- (1) 34-38-16.3N 135-21-31.0E(岸線上)
- (2) 34-38-18.7N 135-21-30.5E
- (3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
- (4) 34-38-01.6N 135-22-03.4E
- (5) 34-37-56.1N 135-21-56.1E
- (6) 34-37-56.4N 135-21-53.2E(岸線上)

備 考 航泊禁止区域内においても作業を実施

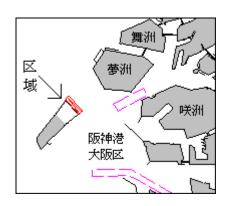
警戒船を配備

下記の灯浮標は撤去される

大阪新島埋立区域 D 灯標(灯台表第 1 巻 3585.54)(34-38.3N 135-21.5E) 大阪新島埋立区域 E 灯標(灯台表第 1 巻 3585.55)(34-38.4N 135-21.6E) 大阪新島埋立区域 F 灯標(灯台表第 1 巻 3585.56)(34-38.3N 135-21.7E) 大阪新島埋立区域 G 灯標(灯台表第 1 巻 3585.57)(34-38.2N 135-21.8E) 大阪新島埋立区域 H 灯標(灯台表第 1 巻 3585.58)(34-38.1N 135-21.9E) 大阪新島埋立区域 I 灯標(灯台表第 1 巻 3585.59)(34-38.0N 135-22.1E) 大阪新島埋立区域 J 灯標(灯台表第 1 巻 3585.6)(34-37.9N 135-21.9E)

海 図 W123(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)

出 所 阪神港長



# ★5年309項 阪神港 - 大阪区及び神戸区 船舶通航信号所等廃止

#### 五管区水路通報 5 年 37 号 306 項、310 項関連

下記の船舶通航信号所等は廃止される。

予定日 令和5年10月1日

航路標識等 (1)神戸波止場船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8109)(34-41.2N 135-11.5E)

(2)大阪船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8108)(34-39.2N 135-25.8E)

(3)木津川運河信号所(34-38.1N 135-27.2E)

参 照書 誌 411番

出 所 国土交通省令第72号、五本部交通部

#### ★5年310項 阪神港 ー 神戸区 船舶気象通報について

#### 五管区水路通報 5 年 37 号 309 項関連

下記のとおり、気象観測を行う航路標識の名称が変更される。

名 称 新)神戸船舶通航信号所(神戸第二信号所)

旧) 神戸波止場船舶通航信号所

参照書誌 411番

出 所 海上保安庁告示第 40 号、五本部交通部

# ★5年311項 阪神港 一 神戸区、第6区 航泊禁止区域解除

#### 五管区水路通報 4 年 9 号 126 項削除

六甲アイランド南地区埋立工事に伴う航泊禁止は解除される。

期 日 令和5年9月26日

区 域 (1)~(3)を結ぶ線、陸岸、(4)、(5)を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域

(1) 34-40-15.2N 135-15-20.0E(防波堤上)

(2) 34-39-26.2N 135-15-54.0E

(3) 34-39-43.4N 135-16-30.3E(岸線上)

(4) 34-39-57.0N 135-16-42.2E(岸線上)

(5) 34-40-26.8N 135-16-37.4E(防波堤上)

備 考 阪神港長公示神第 4-1 号(令和 4 年 3 月 1 日)は廃止される

海 図 W101A(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)-W106(JP共)

出 所 阪神港長公示神第 5-2 号(令和 5 年 9 月 15 日)



# ★5年312項 瀬戸内海 - 播磨灘 無線方位信号所欠射

播磨灘無線方位信号所(レーダービーコン)(灯台表第1巻9064.5)(34-30.1N134-38.7E)は欠射される。

期 間 令和 5 年 10 月 18 日(予備日 10 月 19 日)1000~1500

海 図 W150B-W106(JP共)-W100A

出 所 五本部交通部

